



近畿地方整備局 京都国道事務所	配布日時	平成26年12月22日 14時00分
資料配布		

件名	大雪等に備えスタック車両の移動訓練実施 ～災害対策基本法の改正に伴い迅速な災害対応や 道路啓開に向け、大雪を想定した実働訓練を実施。～
----	--

概要	○平成26年11月21日に災害対策基本法の改正法が施行されました。これにより、大規模災害時等において緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両等の対策強化が図られることとなりました。 ○この法改正を踏まえて、国土交通省京都国道事務所では、大雪を想定し、スタックにより走行不能となった車両が、国道の通行障害となった場合の道路交通確保を目的とした「スタック車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。 日時：平成26年12月25日（木）10時00分～ ※小雨決行。但し、荒天の場合は中止。 場所：京都府亀岡市篠町王子地先（老ノ坂トンネル終点側） 内容：スタック車両を想定した車両移動訓練 その他：現地取材可能 （その場合は現地に9時50分までにお越しください。）
----	--

取扱い	—
-----	---

配布場所	京都府政記者室、亀岡市政記者クラブ
------	-------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 TEL 075-351-3300（代表） 副所長 富永 安弘（内線205） 管理第二課長 松下 幸男（内線441）
------	--

- 大規模地震や記録的大雪などによる大規模災害発生時に、道路管理者が迅速に道路啓開作業を行えるように、平成26年11月21日に「災害対策基本法」が改正施行されました。
- 今回の法改正により、大規模災害時の道路啓開にあたって、支障となる車両の撤去が可能となったため、道路管理者が迅速に道路啓開を実施できるように、実働訓練を実施します。
- 京都国道事務所では、京都府南部地域(京丹波町以南)の国道を管轄管理しており、これから本格的な積雪シーズンを迎えるにあたって、大雪によるスタック車両を想定し、車両移動訓練を実施することとしました。

【訓練内容】

●訓練の目的

大雪等で走行不能となったスタック車両が路上に放置され、通行障害となった場合等の道路交通確保を想定し、京都国道事務所と管内道路維持工事業者との連携や災害対策基本法に基づく、車両移動手順について確認を行うものである。

●実施日及び実施場所

- ・実施日:平成26年12月25日(木) 10:00～11:30
- ・実施場所:京都府亀岡市篠町王子地先(老ノ坂トンネル終点側・上り線路側)

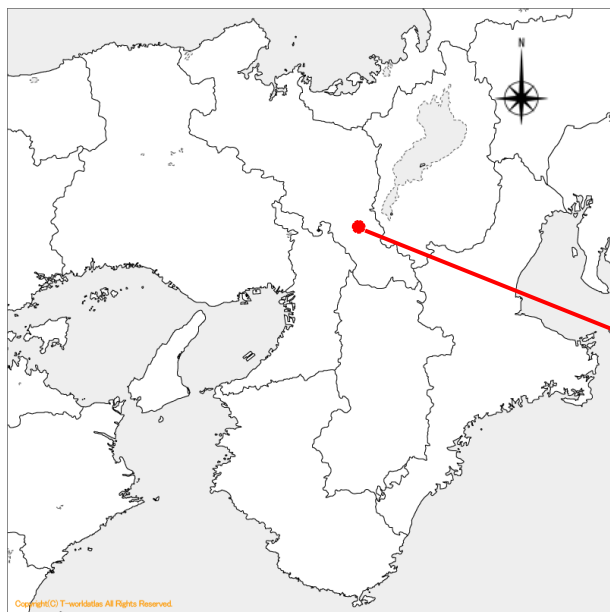
●参加機関

- ・国土交通省京都国道事務所(第一維持出張所・第二維持出張所)
- ・管内国道の道路維持工事受注業者

●訓練内容

- 1)路側カメラによるスタック車両発見
- 2)スタック車両による交通途絶の確認(報告)
- 3)現地、スタック車両の確認(報告)
- 4)スタックした車両(2tトラック[ノーマルタイヤ]:運転手は運転席でどうすることもできない状態)を凍結防止剤散布車で道路拡幅部まで移動(牽引)する。
- 5)移動完了後、スタック車両に通知書を張り付け、状況確認(報告)

◆訓練会場 位置図



訓練会場
(京都府亀岡市篠町王子大坪 国道9号)



訓練会場(亀岡市側より撮影)

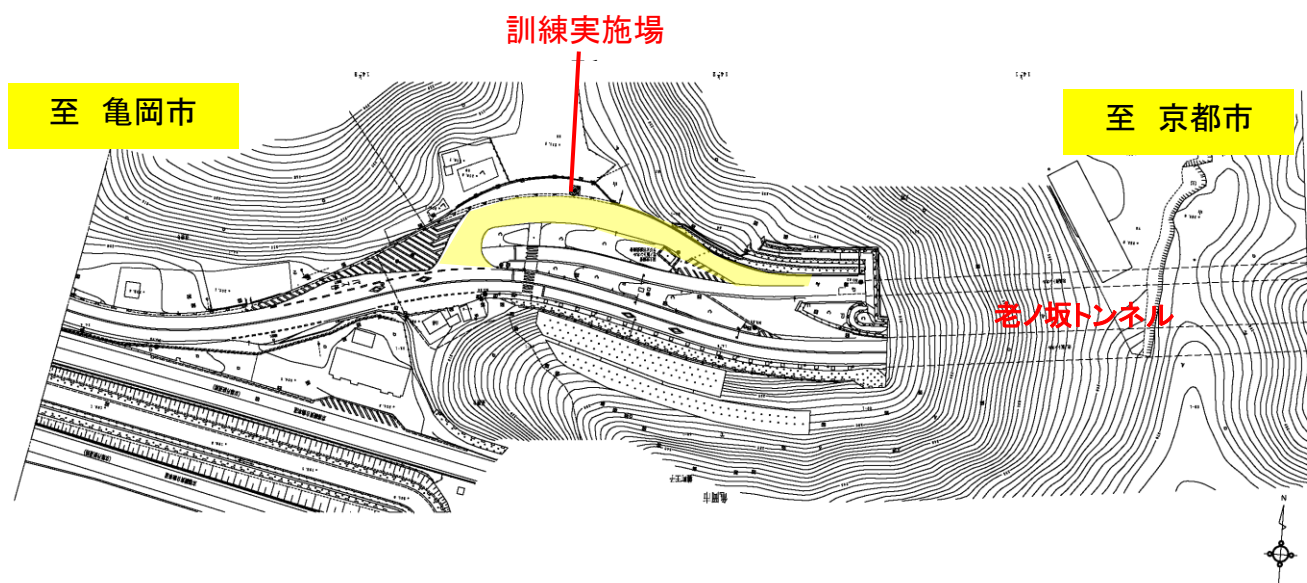


訓練会場(京都市側より撮影)



旧 老ノ坂隧道

実施会場

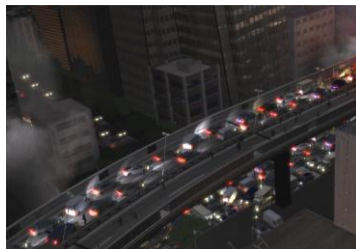


● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応